

## 市の勧告について

### 1 設置者からの通知及びその内容確認の概要

店舗名称：(仮称)ニトリ静岡草薙店

通知者：株式会社ニトリ 代表取締役 白井 俊之

通知書：法第8条第7項に基づく届出事項を変更しない旨の通知

通知日：平成30年6月19日

内容（通知の受理の際、内容確認したものと合わせて）：

- ・ 当面の間、営業時間中は交通整理員を常時配置する。
- ・ その間、道路及び来客の状況を十分把握し、交通管理者と協議したうえで、その後の対策を講じることとする。
- ・ オープン時の対策に当たっては、事前に交通管理者と協議し、対応する。

### 2 審査の結果

勧告は行わない

### 3 理由

設置者からの平成30年6月19日付け通知及びその内容確認において、市意見にて求めていた周辺道路及び中ノ郷交差点における交通上の問題を発生させないための最低限の対策が確認された。

このため、大規模小売店舗立地法に基づく規定に照らし、勧告要件（市の述べた意見を適正に反映しておらず、店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であるか）に当たらないと判断されるため、勧告は行わない。